

2690

決裁後 局長(部局)		決裁後 局長(部)局		決裁指定 三年		保存期限	
				大臣 委		受領 番号	
				政務次官 委		「ボトドウイン」銀業所人員派遣ノ件	
局長 課 原		局長 課 高		參與官 高級副官 局長 主務官 書記官		起元應(課名)	
				主務局長 官房主計 主務副官		戰備課	
				大臣官房 受領 昭 和 年 月 日		陸軍省 17 第	
				主務局長 受領 昭 和 七年 八月 拾 八 日		警務課 第六 九 號	

政務官 書記官 回付(決行前)

(決行後)

審案 筆記者

陸

陸軍省 17 第

角

(陸軍密電)

大官ヨリ南方軍參謀長、十五軍參謀長へ電報案

(暗 號)

「ボードウイン」領業所所長ニハ司政長官トシテ井關隆昌中將ヲ、
 次長ニハ三井礦山龜岡領業所所長、今永徹次郎ヲ任命セラルル豫定ナ
 リ 次長、領務部長、製鍊部長、總務部長及課長以下大部ハ三井礦
 山ヨリ、銅製鍊部門ノミハ日本領業ヨリ夫々囑託トシテ任用セラル
 ル豫定ナリ、次長、總務部長ハ十九日飛行機ニテ當地出發ノ豫定ナリ

陸軍省
 九三七

472

昭和拾七年八月拾八日